

各位

東京労働局労働基準部長

東京都最低賃金に関する広報依頼について
(広報誌等への掲載のお願い)

平素より労働基準行政の推進につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都最低賃金につきましては、今般、

時間額1,072円(引上げ額31円)に改正され、本年10月1日から発効
することとなりました。

最低賃金は、アルバイト、パートを含む全ての労働者に適用され、使用者には罰則をもって最低賃金額以上の支払が義務付けられています。

しかしながら、都内では最低賃金に満たない金額での賃金支払や求人に関するトラブル等が発生しており、これらの発生の大きな原因の一つとして、適用される最低賃金に対する理解不足や最低賃金額を知らなかったことなどが挙げられます。未然のトラブル防止のためには、広く多くの方々に最低賃金額をお知らせする必要があります。

また、当局におきましては、中小企業・小規模事業者の方からのご相談を無料でお受けする「東京働き方改革推進支援センター」の設置や9月1日から使いやすくなった業務改善助成金等の各種助成金制度を設けており、これらの制度利用の促進を図る必要もあります。

つきましては、当局を始め都内労働基準監督署及び公共職業安定所等においても、最低賃金額及び各種制度の周知に努めているところですが、本件趣旨のご理解を賜り、東京都最低賃金額及び各種制度を少しでも多くの方々に知らせするため、別添広報文例の内容をホームページや会報誌等に掲載いただきたく、特段のご配慮をお願い申し上げます。

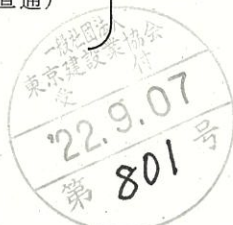
なお、業務改善助成金の詳細、リーフレットのダウンロード等については下記URL(厚労省HP)をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27679.html

また、広報文例又は東京都最低賃金改正のリーフレットの電子媒体をご希望の場合には、下記メールアドレスまでご連絡ください。

chinginka-toukyoukyoku@mhlw.go.jp

(担当) 東京労働局 労働基準部賃金課 最低賃金係 (霜永・江口・中田)
〒102-8306 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階
電話 (03) 3512-1614 (直通)
FAX (03) 3512-1558



[広報文例 1]

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は令和4年10月1日から

時間額1,072円に改正されます。

- ※ 都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。
- ※ 最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。

<問合先>

東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課 (TEL03-3512-1614 (直通))

東京働き方改革推進支援センター (TEL0120-232-865)

業務改善助成金について

令和4年度業務改善助成金コールセンター (TEL0120-366-440)

東京働き方改革推進支援センター (TEL0120-232-865)

東京労働局雇用環境・均等部企画課 (TEL03-6893-1100 (直通))

[広報文例 2]

東京都最低賃金改正のお知らせ

- ※ 東京都最低賃金は、令和4年10月1日から

時間額1,072円に改正されます。

東京都内で働く全ての労働者に適用されます。

<問合先>

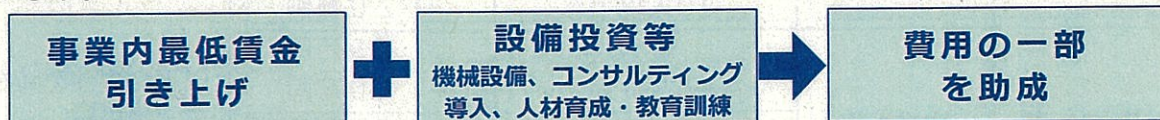
東京労働局労働基準部賃金課 (TEL03-3512-1614 (直通))

東京働き方改革推進支援センター (TEL0120-232-865)

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます

新型コロナの影響で売上高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ3%ポイント以上低下 した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売上高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「 15% 」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「 3年前まで 」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 10人以上の助成上限額区分 を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下 」

2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

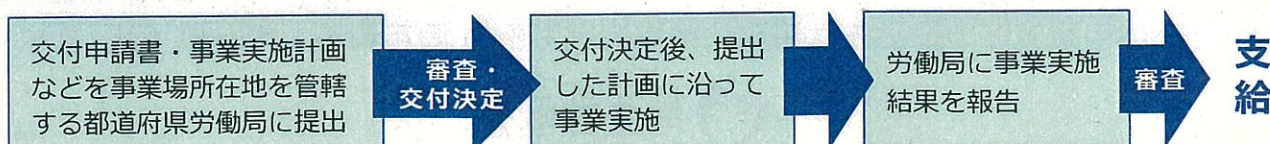
事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10

事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
920円以上	3/4	4/5
870円以上 920円未満	4/5	9/10
870円未満	9/10	

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ



各コースの概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、**令和5（2023）年3月31日**です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

業務改善助成金（特例コース）のご案内

対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変 更 前	変 更 後
申 請 期 限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃 上 げ 対 象 期 間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- ・ 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- ・ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までに遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者 の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者 」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の 比較対象期間 見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から【令和3年12月まで】 見直し後：令和3年4月から【 令和4年12月まで 】 ※比較対象期間を2年前まで→ 3年前まで に変更
助成率の 引き上げ	【一律3/4】を、 事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】 に引き上げます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
 - ・ 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
 - ・ 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
 - ② **原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

特例コースの概要

助成額・助成率

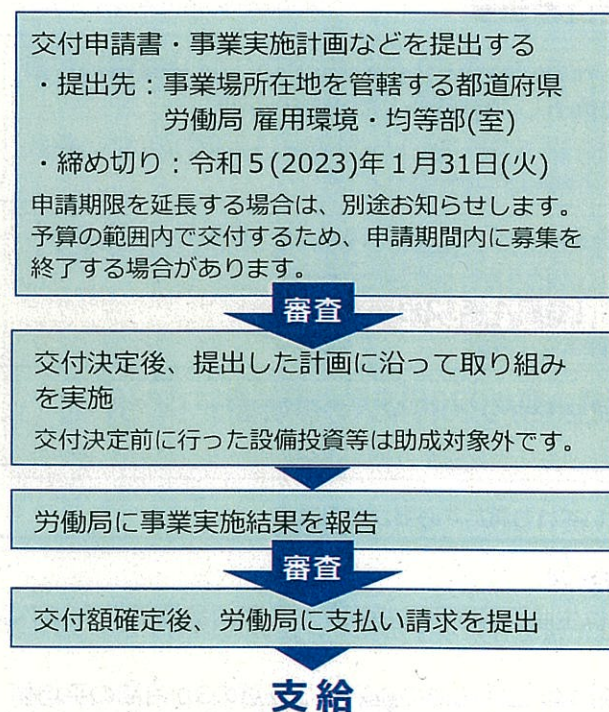
助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4／5 920円以上：3／4

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ



助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

[参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：
各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

東京都最低賃金のお知らせ

みんなチェック！
最低賃金。



1072円 ドーナツと覚えてね！

ド ー ナ ツ
1,072 円

時間額

31円
UP

令和4年10月1日から

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

業務改善助成金

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のための設備投資などを行う場合は、業務改善助成金をご利用ください。

詳しくは、

「業務改善助成金コールセンター」 【☎ 0120-366-440】

「東京働き方改革推進支援センター」 【☎ 0120-232-865】



○最低賃金に関するお問い合わせは

東京労働局賃金課最低賃金係 (☎03-3512-1614)

または 最寄りの労働基準監督署へ

